

## 第6回 寝屋川市総合計画審議会会議録

### 1 日時

令和2年7月14日（火）午前10時～午前11時56分

### 2 場所

議会棟4階 第1委員会室

### 3 出席者

（委員）※ 50音順

井川 晃一、池添 義春、伊藤 高博、内田 憲幸、金子 英生、  
郡 美博、小西 雅晴、佐藤 忍、下川 隆夫、田中 英子、谷本 雅洋、  
田村 匡、辻岡 喜久雄、中川 幾郎、中川 健、中川 芳行、平田 一裕、  
平田 陽子、柳瀬 昇士、吉原 起人

20人（全24人）

（説明員）

40人

（事務局）

杉本部長、木場次長、西村課長、辻係長、高島係長、田中、森崎、西川、  
神菌

### 4 傍聴の可否

可（傍聴者10人）

### 5 議事

- ・ 第六次寝屋川市総合計画戦略プラン（試案）の検討

(会長)

今日もお足元が悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

現在、委員 24 人のうち 20 人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は成立しておりますので、これから第 6 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

それでは、本日の議題に早速入ってまいりたいと思います。

前回会議では、戦略プランの施策 6 まで審議が終わりましたので、本日は施策 7 から審議に入ります。

審議の進め方でございますが、前回と同様に施策ごとに説明員の入替えを行いながら行うことといたします。

本日は施策の 7 から施策 13 まで、合計 7 施策の審議を行う予定としております。前回より 1 施策多く審議することになりますので、質疑応答については簡潔に行っていただきますよう、御協力をよろしくお願いします。

また、各施策の審議の冒頭には、主担当部長から施策の概要説明を行っていただき、その後、質疑を含めた審議を行います。説明員の皆様におかれましても、説明、発言は全て御着席のままで結構です。

なお、質疑応答で御発言の際は、挙手していただくようお願いいたします。また、御説明及び御発言は全てマイクの使用をお願いします。

それでは、早速ですが、施策 7、「災害から命を守るための対策」の審議に入ります。

初めに、概要の説明をお願いいたします。

(説明員)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

施策 7 の「災害から命を守るための対策」の主な内容について御説明申し上げます。

17 ページ及び 18 ページでございます。

左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、地域コミュニティの希薄化等による地域防災力の低下、また老朽木造

住宅の増加等による地震などの災害に対する市街地の安全性の低下、水道管の老朽による断水の長期化などが課題となっていると想定しております。

それに対して、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、災害時には消防団等が中心となって被災した人を救助する体制が整っています。また、民間建築物の建て替え更新や耐震改修工事等により、まちの耐震化等が更に進むとともに、水道管路の耐震化率向上等により安全な水の確保が図られていることなどをビジョンとしております。

次に、右側のページ、その「課題」と「ビジョン」のギャップを埋めるための「施策の展開」につきましては、①「防災力の強化」として、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、防災力強化に向け防災用資機材の充実などを実施していくとしております。

②「倒れない・燃え広がらないまちづくり」として、倒れない・燃え広がらないまちづくりに向け、耐震フォーラム等の開催、耐震補助制度の周知・啓発などを行っていくこととしております。

③「命の源、“水”の確保」として、水道管路の耐震化率向上や資機材の充実、応急給水訓練の実施などを行っていくこととしております。

④「浸水に強いまちづくりの推進」として、雨水貯留施設の設置など、雨水対策の推進や寝屋川北部地下河川などの整備促進、浸水対策事業の積極的な情報発信などを行っていくこととしております。

右ページ一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、食品・飲料水など生活必需品の備蓄や防災訓練への参加、所有する建築物の耐震化、発災時における初期消火、及び負傷者の救助などとさせていただいております。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「住宅耐震化率」と「寝屋川流域水害対策計画における貯留施設設置率」を設定しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、早速質問に入っていきたいと思いますが。

はい、どうぞ。御発言ください。

(委員)

おはようございます。

前回からこの審議会に参加させていただきましたけども、第六次寝屋川市総合計画試案、戦略プランの中で、10年先の未来を描いて、いわゆるフューチャー・プル型の考え方で施策、事業の在り方、検討の内容を質問させていただいているんですけども、環境とか上下水道の問題につきましては、フューチャーデザインというようなものがふさわしいのかなと思っております。

また、未来志向について重大な変化を予測して備えるバックキャストイング、また確率の高い未来を予測するフォアキャストイングについて、第六次寝屋川市総合計画はどのような捉え方をされているのか、まず事務局に確認したいと思います。

(事務局)

今、御意見いただきましたフューチャーデザインというところでございますけども、これは将来像を検討するに当たりまして、現役世代の意見だけではなくて、仮想の将来世代のようなもの、これでグループを作って、この将来世代の視点を取り入れて検討を進めようと、こういう手法であるということですので、将来像を広い視野で俯瞰的に見ることにもつながるということから、現状からの積み上げでは生まれなかったような新しいビジョンが生まれる可能性がある有効な手法の一つであろうということで認識してございます。

また、おっしゃっていただきましたバックキャストイング、こういった手法については、目標となる将来像を見定めて、その未来に向かって今何をすべきかというところを考える発想法でございますので、これはフューチャー・プルとほぼ同様の考え方であろうということで認識してございます。

こうしたフューチャーデザインであったりバックキャストイング、また今回第六次総合計画でうたわせていただいておりますフューチャー・プル、この共

通するところといたしましては、移り変わりの非常に早い時代の変化に対応していくために、現状からの将来像を考えるということではなくて、あるべき未来像を先に描いて、そこに向かって何が必要かを考えていく、そういった未来志向の考え方に基づくものであるべきだろうというところで考えてございます。

もう一つおっしゃっていただいたフォアキャスティング、現状ですとか過去の状況から未来を考える方法ですので、こうした考え方では、将来の大きな変化に対応できないおそれが極めて高くなってございます。

こういった中から第六次総合計画におきましては、「あるべき・目指すべき未来」を描いた上で、これを実現するための「施策の展開」として、フューチャー・プル型の考え方により計画を策定するといったことをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(委員)

よく理解できました。私も今回、審議会のメンバーとして質問させていただきますので、できるだけおおむね 10 年先の未来に向かって良いようになるように、力を尽くしていきたいと思っております。

それでは、本題に入りまして、まず 17 ページ、「現状の延長線上にある未来」につきまして、①の「課題」につきましては、表記が余りにも少な過ぎるんじゃないかと感じております。

例えば、これは追記として 2 項目入れていただきたいなと思っているんですけど、まず一点目、今新型コロナ、こういったことで避難所の問題とかも発生してきております。そういったことから、次の文章を追記で入れていただけないかなと思っております。「新型コロナ感染症を始めとする感染症と、豪雨や地震などの自然災害が重なり、複合災害に対する新たな避難や避難所運営が課題となっています」、これが一つ。

もう一つは、「豪雨や雷など災害気象環境により、防災行政無線等による災害情報や避難情報などが全市民に確実に伝わっていない課題がある」、これ追記していただきたいなと思うんですが、どうでしょう。

(説明員)

新型コロナウイルス感染症対応に基づく避難所運営指針を策定し、避難や避難所運営の体制の構築を図っているところであり、今後も感染症の流行などの危機事象に対応した避難や避難所運営が求められているものと認識しております。つきましては、複合災害に対する避難や避難所運営に関して追記する方向で検討してまいりたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

あと、18 ページの①の「大規模災害などの危険事象に備え」と本文にありまして、「地域防災計画に基づく」って書いてますけども、私かねてから議会で地域防災計画って行政がやるもので、まず災害が起こったときに、自助・共助・公助という言葉がありますけども、災害が起こったらまず自分の命、周りの命を救っていかなくちゃいけない、これが非常に重要なんです。そういったことが平成 25 年 4 月に地区防災計画というのが法律で定められます。こういったものをしっかりと地域で取り組んでいくことによって、新たなコミュニティづくりも発生しますし、これまでのこの審議の議事録も読ませていただきましたけども、やはり地域で困っているのは新しい人材がないとか、メンバーが足りない、様々な役員さんがいろいろなことを感じている、そういったことも新しい計画に載って、地区で例えば子ども会のメンバーであったり、おやじの会のメンバーであったり、そういう人たちが自治会、また地域協働協議会なりで顔を合わせて地域の防災計画を立てていただくことで、新たなコミュニティづくりができる、そういったことにつきまして、この中に地区防災計画というのをに入れていただけたらなと思います。それについてはどうでしょう。

(説明員)

地域における地域防災計画の作成につきましては、地域防災力の向上に必要なものであるということから、「施策の展開」を修正する方向で検討して

まいります。

(委員)

私、防災士会の役員でございますので、防災についてはたくさん申し上げますけれども御勘弁いただきたいと思えます。

18 ページの④の2行目の真ん中、「浸水対策事業についての積極的な」つてありますけれども、これは命に関わることですから、「積極的な」では駄目なんですね。これは「確実な」に変えていただきたいです。その点どうでしょう。

(説明員)

本件につきましては、変更する方向で、事務局とも相談の上、調整させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それと、18 ページの最下段の「行政が市民等に期待する役割」に是非入れていただきたいんですが、2段目の「地域・団体」の追記をしていただきたいと思えます。「防災団体等と連携した防災訓練の実施」を入れていただきたいと思えます。いかがですか。

(説明員)

防災団体等と連携したという内容に関しまして、追記する方向で検討してまいります。

(委員)

ありがとうございます。非常に重要な項目でございますので、反映していただいで大変感謝しております。

以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

おはようございます。よろしく申し上げます。私のほうは、文言とか内容を細かく見ていきたいなというふうに思っています。

まず、「あるべき・目指すべき未来」、17 ページの 1 番なんですけれども、「地域防災力」という言葉、また右側の 18 ページの「施策の展開」①ですね、「大規模災害」というところがありまして、こういった言葉の意味合いをしっかりと説明しておく必要があるということと、昨今、大規模災害の概念が変わってきている状況で、寝屋川市の作っている地域防災計画の中は地震と水害という二つのくくりなんですけど、今現在、南海トラフは巨大地震、線状降水帯の停滞による豪雨被害であるとか、浸水被害であるとか、地震であるとか、火災であるとか、台風被害であるとか、そういったところをしっかりと記載しないと、大規模災害のくくりがどういったものであるかということがちょっと見えにくいんじゃないかなと思うんですが、その辺りについてどうでしょうか。

(説明員)

今御指摘の地域防災力の言葉や意味合い、また大規模災害に関する内容の説明に関しましても、記載場所や記載方法等について、事務局と調整を行ってまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

(委員)

続いて、「施策の展開」①の中と、手前の 17 ページの①の「あるべき・目指すべき未来」の消防団という内容、これは寝屋川市だから地域は消防団に支えていただくということで記載されていると思うんですが、昨今、一部事務組合である枚方寝屋川消防組合ですね、この重要性というのが非常に増している状態だと思ってまして、幅広くそういったところと連携をするという



ような理解を広めるほうが、より災害時に有効なこととなるんじゃないか、もちろん公助ですから、パーセンテージ少ないかもしれないけど、そういったところが必要ではないかと考えるんですが、見解をお伺いします。

(説明員)

ただ今の御指摘を踏まえまして、消防団や枚方寝屋川消防組合との連携に関して、追記する方向で検討してまいりたいというふうに考えます。

(委員)

続きまして、「施策の展開」②の中において、文章の中で「官民連携して耐震フォーラム等を開催する」といった文言があるんですけども、実は今消防組合の中で、住宅用火災警報器の設置率の向上を図る活動をしておられて、当管内の設置率 72.4%、大阪府平均が 83.8%で、当管内については火災警報器の設置率が低いということなので、ここについては項目が「倒れない・燃え広がらないまちづくり」とありますので、燃え広がらない仕組みづくりの一つの上において、ここも連携していく必要性があるんじゃないかなと考えるんですがいかがでしょうか。

それともう一点、②の「あるべき・目指すべき未来」の「ビジョン」のところ、上から読んでいきますと「密集市街地の民間建築物の建て替え更新や耐震改修工事、道路整備により」と書いてあるんですが、より強く書くのであれば、「延焼遮断効果の高い道路整備により」とか、そういったところを書き加えると、より災害に対してこういう仕込みをしているんだという印象を与えると思うんですが、その辺りについて見解をお伺いします。

(説明員)

今委員から御指摘を受けた消防組合さんとの連携というのは、非常に大事だと思っています。実際にフォーラム等でも、そのとき、そのときに合わせて自治体の場所とか、地区の状況に合わせて内容を変えていたりしていますので、正に今言われているような点について、改めて検討させていただきたいと思います。

また、整備のところですね。道路整備のところには延焼遮断効果の高いところ、改めて市民の方により強調するという意味で、積極的に我々も取り組んでいきたいと思っておりますので、これについても検討させていただきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。消防組合、それ以外にも密集住宅地区のくだけがある中で危険地域警防計画とか、そういったことも立てておられますので、そういったところもしっかり連携すればいいんじゃないかなということをお願いさせていただきます。

あと二点。「あるべき・目指すべき未来（ビジョン）」の④のところなんですが、読ませていただきます。「公共や民間の団体、市民など多くの主体の事前の備え」という、「の」が三つ重なった書き方があるので、ここを例えば「公共や民間団体及び市民等、災害時に主体となる事前の備え」というような形で、もうちょっと読みやすく、分かりやすい文言に整理する必要があると思うんですが、見解をお伺いします。

(説明員)

御指摘の件につきましては、文言のほうを分かりやすく表記する方向で検討させていただきます。

(委員)

最後になります。18 ページの下、「行政が市民等に期待する役割」、「(個人)市民」ですね。ここが一番下に「発災時における初期消火及び負傷者の救助」とあるんですが、市民、地域に求める中で一番大事なのは、倒れた家に人が居たか居ないかという安否確認、居るか居ないか、これ必ず必要だと思うので、安否確認ということをお願いすることを記載すればいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(説明員)

委員御指摘の部分、特に発災時における要支援者の安否確認というのは極めて重要だと考えております。記載方法等を踏まえまして、今申し上げた内容を記載する方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

第五次総合計画ですと、施策項目でいうと三つ分にまたがっているんですよ。第五次総合計画でしたら、「災害に強いまちをつくる」、「治水対策を促進する」、「危機管理体制を充実する」という三つの施策項目にわたっていたんですね。それが今回一つの施策項目になりましたと。じゃあ、すごく凝縮して濃厚なものできたかということ、先ほど来の皆さんからの御指摘というのは、要は記述が薄いと言われていると思うんですね。

例えば、「災害に強いまちをつくる」ということでしたら、従前であれば具体的な事業名等も指して、木造住宅密集地域対策もここで出てくるんですかね、具体的なアクションが書かれていたと思います。治水対策も同様です。具体的な事業名を具体的なアクションでよりばしっと書かれておったというのが、具体性が全然なくなったということ。危機管理に関しては、市民が参画をするというエッセンスが少なくなったんだろうと。指標を一つとっても、自主防災訓練に参加した数とか市民意識がこのようになるというふうなことが、市民の皆さんを基点とした一緒にやってみようという感覚がより詳細に書かれていたと思うんですけど、そういうものがなくなっておると。

ですから、一言で言うと、従前三つの項目だったのを一つにして、かつ記述が薄くなったからそのような御指摘が出ると思うんですね。端的に言って、幾つか項目を分けたらどうでしょうかね、三つを一緒くたにするんじゃないかと。

こうやって言うと、次の8、「防犯力向上による体感治安の改善」、この項目は独立項目なんですけど、率直に言って施策7と施策8がカバーする領

域、分量が余りにも違い過ぎる。市政的に意図があるのかどうかは知りませんが、人口 1,000 万人超えの都道府県と 100 万人未満の都道府県と同じ都道府県ですと言っているぐらいに差がある。フレームそのものから考え直したらいかがですか。

(事務局)

施策の体系が 19 施策全体でございますけども、従前も御指摘がございました。第五次総合計画は 41 の施策がございましたけど、これを整理してまいったというところなんです。大きく二つ視点があったというところで考えてございます。まず、第五次総合計画の施策について一つ一つ見ますと、事業規模、非常に大きなものもあれば、小さい施策もあるということで、バランスをまず整理させていただくということで、集約を図ったということが一点ございます。

もう一点については、前回の審議会でも御意見ありましたけども、施策間の連携と言いますか、連携がなかなかとりにくいというところを回避するために、施策間で本来しっかりと連携を図って成果を出さなければならないところですけども、施策ごとで例えば施策の指標ですとか、成果というところを管理している、いわゆる縦割りのような連携になってしまう、連携がとれないというようなケースもございました。こうしたことから、第六次総合計画については、関連性ですとか、共通性の高い施策を統合させていただいて、体系的に再編をさせていただいたというものです。

なお、右側、「施策の展開」というものがございまして、第五次総合計画のときは、施策の体系の中には「施策の展開」はきっちりハマっていませんでした。施策という 41 の体系があって、その下に事務事業が約 300 程度あるという体系であったんですが、第六次総合計画については、19 の施策の体系の下に中間層として「施策の展開」というレベルを設けて、これがおおむね 60 程度ございます。その下に事務事業が 300 という 3 段階の体系を図っていきいたいというふうに考えてございますので、従前の 41 のレベルというのが、いわゆる 60 の「施策の展開」を持っているということから考えても、小さくなっているものではないということで御理解いただきたいというふうに

思います。

以上でございます。

(委員)

今示していただいている施策の下にどの程度のものがぶら下がるのかって現に私ら見せてもらってないんで、何とも判別つかないんですけども、基本的にこれは市民の皆さんとも共有をする冊子になるわけですよ。その時点で具体性に欠くと指摘をされていることについては、真摯に受け止めるべきだろうと思いますよ。ですから、記述を増やして中身を増やすのか、それとも、それで項目があふれてこぼれるんだったら項目数を増やすか、どちらかで受け止めていただくしかないと私は言い切ります。

以上です。

(会長)

ただ今のは意見として承ります。

他の方。最後にします。委員。

(委員)

18 ページの②のところなんですけども、「倒れない・燃え広がらないまちづくり」のところで、倒れないまちづくりについては、耐震フォーラムの開催であるとか、耐震補助制度の周知・啓発が記載されています。

もう一つの燃え広がらないまちづくりのほうなんですけども、現在も寝屋川市内で国から指定されている三つの地区を中心として、老朽木造集合住宅の解体費用等の補助制度なんかも導入されていると思うんですけども、今後についてはどんなふうになっていくのでしょうか。

(説明員)

これからも基本的には3地区の中で老朽の建築物の除却を含めて、事業としては継続していきたいなと思っています。

(委員)

ありがとうございます。そうだと、耐震のほうと併せて、燃え広がらない部分についても一部記載していただけたらなというふうに思います。

以上です。

(会長)

これでおしまいになりますよ。

はい、どうぞ。

(委員)

先ほど、避難所の対策推進についてはお話があったんですが、福祉関係者からは、現状の福祉避難所の問題や環境、運営課題を多く頂くことがあります。災害に備える対策は切りがないこと、総合計画のビジョンでは、住民や関係者と継続した話合いや対策を作り上げていく必要があるのではないのでしょうか。

(説明員)

今ございました避難所の運営に関しまして、地域の方々は当然のことながら、様々な方々の避難が考えられますので、そういったことも含めまして、十分検討して考えてまいりたいというふうに思います。

(委員)

特に福祉関係者が言われているのは、福祉避難所は設置されているけれども、どのような運営でどのようにされるのかというのがはっきり見えてこない。大変心配されているんです。そこはどう考えているのか、ちょっと教えていただけますか。

(説明員)

各避難所のほうに福祉避難所という位置づけで確保しておるところでございます。今後、避難所の運営マニュアル等をバージョンアップさせていかな

あかんというふうには考えておりますので、福祉部と連携をした中で対処してまいりたいというふうに考えます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、一旦ここで打ち切りますね。

一つだけ、委員がおっしゃったことかなと思いますけど、地区防災計画、これは災害対策基本法で規定されている計画ですが、その記述はないんで、地域防災計画になっているんですね。市全体の計画というふうに理解していいですか。市の地域ごとのということですか。

(説明員)

今、地域防災計画を市で策定しております。今、委員からは地区防災計画というお話がございましたので、その記述を入れる方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

(会長)

そうしますと、旧の計画でも地域防災計画というふうになっているんですよ。だから、地域防災計画と地区防災計画とのしゅん別をしなければならないので、その辺の整理をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

施策 8、「防犯力向上による体感治安の改善」です。

(説明員入替え)

(説明員)

それでは、引き続きよろしくお願いたします。

施策 8 の「防犯力向上による体感治安の改善」の主な内容について御説明申し上げます。

19 ページ及び 20 ページでございます。

左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、防犯カメラ等の設置が進むことで犯罪抑止効果が向上し、犯罪認知件数は減少するものの、体感治安の向上が依然として図られていない、また、高齢化等により地域全体で防犯活動意識の低下や特殊詐欺による被害の増加が懸念されるとともに、消費者の安全安心を確保することなどが課題となっていると想定しております。

それに対して、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、専門家の提案に基づく更なる防犯対策が進むとともに、警察等の連携により特殊詐欺への対策が進むなど、安全に加え、安心して過ごせるまちの実現が図られています。また、消費者被害の内容を正しく理解することで、被害に遭わない行動がとれる環境が整っていることなどをビジョンとしております。

次に、右ページ、その「課題」と「ビジョン」のギャップを埋めるための「施策の展開」につきましては、①「防犯意識の高揚とイメージの向上」として、体感治安の向上に向け、専門家による犯罪多発地域の調査・研究や防犯施策の推進、情報発信などを実施するとともに、特殊詐欺被害の防止を図るため、防犯教室等を通じ、市民に啓発活動などを実施していくこととしております。

②「消費生活を支え、守る」として、消費者被害の未然防止と消費者の自立促進に向け、消費生活に関する適切な情報提供や正しい知識の啓発等を行っていくこととしております。

右ページ、一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、防犯パトロールなどへの参加による防犯意識の向上や、消費生活に関する情報収集と知識の習得などとさせていただいております。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「市内の刑法犯罪認知件数」と「市内の特殊詐欺被害件数」を設定しておりますので、併せて御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。



それでは、質問、意見に入ります。

どうぞ。

(委員)

非常にこの部分は、市民の関心度が高い部分だと思ひまして、いかに寝屋川市が、犯罪が少ないまち、また犯罪の少ないまちであるという印象を持っていただくか非常に重要だと思っております。

防犯カメラは 2,000 台を設置するというこゝで、我々議会も行政にお願いして実施していただいておりますけれども、どうしても寝屋川市の特性として密集市街地がございます。道路も狭い。そういった中で、警察庁や文部科学省、国土交通省も出している安全で安心なまちづくりというプランを見せていただくときに、どういったことを対策としていかになくちゃいけないかなど再度考えたときに、これまで私も議会で申し上げてきましたけど、しっかりと防犯環境設計を取り入れてまちづくりをしていかになくちゃいけない。道路を拡張する、そしてそのサイドには新しいまちができる、そういったときに犯罪の起こりにくいまちづくりをしていくというのも一つの手法と思ひますけれども、20 ページの①の事業のところ「防犯環境設計を取り入れたまちづくりを推進し」という文言を入れていただければと思ひますけれども、いかがでしょう。

(説明員)

ただ今委員から御指摘いただきましたとおり、犯罪抑止に向けた環境づくりの観点から「防犯環境設計を取り入れたまちづくりを推進し」の文言を追記する方向で検討させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。

あともう一点、20 ページの①ですね。「警察と連携を強化し、防犯教室など様々な場面を通じて、市民に対する啓発活動」とありますけれども、「など」を入れていただけたらと思ひます。啓発活動だけじゃなくて、これから

10 年後を見据えた場合に、様々な特殊詐欺とかに対して、例えば対策を施した携帯の貸出しとか電話の設置の補助、そういったことも考えられるので、「など」を入れていただいたほうがいいかと思えますけども、いかがでしょうか。

(説明員)

ただ今委員から御指摘いただいたとおり、啓発活動の後ろに「など」を追記させていただきます。

(会長)

よろしいですか。

どうぞ。

(委員)

ここですけれども、まず「あるべき・目指すべき未来（ビジョン）」の①ですね。この三つ目の丸なんですが、「警察との連携により特殊詐欺への対策が進み」とあるんですが、これ警察だけじゃなくて、郵便局とか銀行等との連携というふうなことを加筆すれば、「施策の展開」のところにも「警察との連携を強化し」とあるんですが、もうちょっと幅広く記載をするほうがいいんじゃないかなと思うんですが、見解をお願いします。

(説明員)

委員から御指摘いただきましたとおり、振り込め詐欺等による被害の状況も踏まえ、警察の後に「郵便局、銀行等」との記載を追記させていただきます。

(委員)

施策の指標のほうを見させていただいて、2 ページなんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、市内の刑法犯罪認知件数、令和 1 年が 1,762、中間年の令和 5 年で 1,300、目標値、令和 9 年が 900 件ということで、刑法

犯認知件数は5年前に比べて半減したという流れの中で、もう分かりやすく言いますね、バイク泥棒と自転車泥棒とその他で平成30年だったら1,800件ぐらい占めるんですね。まず、その他という項目の内容がどういった刑法犯なのかということと、減少をこれだけ急激に絞っていくということは、この焦点となる泥棒ですね、その辺りをどう考えているのかをお聞きしたいんですが。

(説明員)

ただ今委員から御指摘がございました刑法犯の犯罪の種別でございますけれども、その他に該当するものとしたしましては、住居侵入であったり盗品、器物破損などがその他として挙げられます。

また、今後の市の施策といたしまして、専門家の提言に基づきまして、より効果的な犯罪抑止施策を打ち出し、警察、関係機関との連携を強化しながら、市内の犯罪認知件数減少の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

(委員)

最後に聞きますが、目標設定値は実現可能性ということで数値出しているという理解でいいでしょうか。

(説明員)

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

(会長)

委員先ほど手を挙げられましたね。

(委員)

よろしくお願いたします。

私からは一点だけなんですけれども、今回、施策の名称として「体感治安の改善」とあって、「課題」の①のところの黒丸一つ目のところで、「体感

治安の向上が依然として図られていない」とあるんですけども、体感治安を測る指標って何かお持ちなんですかね。

(説明員)

委員から御指摘いただきました体感治安の向上を測る指標といたしましては、市民アンケートなどが挙げられるというふうに考えております。

(委員)

体感治安についての市民アンケートはこの後もずっとやっていくという認識でよろしいですか。

(説明員)

今後、専門家からの提言等に基づきながら、様々な体感治安等の満足度を測り知れるようなアンケートなども今後検討していくというふうに考えています。

(委員)

もしこの先もやっていくのであれば、施策の名前のところに「体感治安の改善」とでかでかと書いているので、施策の指標のところにも載せていくべきかなと思うんですけども、その辺りはいかがですか。

(説明員)

委員御指摘の点につきまして、検討させていただきます。

(会長)

他ございませんか。

(委員)

情報提供という意味で言うと、せっかく「もっと寝屋川」で特殊詐欺とかいろいろやっておられると思うんですけど、あの辺の話がここをばらばらっ

と読む限り見えないんで、せっかくやってるんで記載したらいいんじゃないかと思うんですけど。あれ結構役に立ってると思いますので。

(説明員)

「課題」や「施策の展開」の中でただ今頂いた御意見を参考とさせていただきまして、追記させていただく方向で検討させていただきます。

(会長)

後ろのほうの列、ないですか。よろしいですか。

他はございませんか、

では、先ほどいただいた御意見は、ほとんど追加記述するというふうな御意見だったので、より充実した内容になるかなと思って期待しております。

それでは、8番はこれで終わらせていただきます。お疲れさまでした。

次に、9番の「健康寿命の延伸」に入りますので説明員の入替えをお願いいたします。

(説明員入替え)

(会長)

準備いただけましたら、どうぞ御説明ください。

(説明員)

よろしく願いいたします。

施策9の「健康寿命の延伸」の主な内容について御説明申し上げます。

21ページ及び22ページでございます。

まず、左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、高齢化の進行により疾病を発病する市民や医療と介護を必要とする市民が増加すること、休日診療所の小児科医の確保は困難であること、健康への無関心層が多いことにより、生活習慣病の予防や早期発見、早期指導が困難であることに加え、重症化患者の増加が課題となっていると想定し

ております。

これに対して、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、緊急時の医療サービスの体制が整備され、市民が安心して暮らすことができること、休日診療所の小児科医が確保され、初期救急としての体制が整っていること、市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりのための行動をとることで健康寿命が延びていること、幅広い世代に対し、疾病や低栄養を予防することを支援する場が提供されること、また、生活習慣病ハイリスク者の重症化が予防されることなどをビジョンとしております。

次に右側のページ、その「課題」と「ビジョン」のギャップを埋めるための「施策の展開」につきましては、①「医療体制の充実」として、ドクターカーの運用時間の見直し、救命救急体制の拡充を図ること、また医療機関との連携強化により、小児救急体制を維持していくこととしております。

②「健康づくりの推進」として、市民が自身の健康に関心を持っていただくために、各種健康診査の受診率の向上を図るため、受診勧奨やがん検診の受診機会の拡充を推進していくこととしております。

③「生活習慣病の発症・重症化予防の推進」として、生活習慣病の予防のために健康教室を実施していくことに加え、生活習慣病の重症化予防のために特定健診のハイリスク者に対する健康相談・保健指導の体制を充実していくこと、また、高齢者の疾病予防・介護予防の取組として、健康相談・保健指導の体制を整備していくこととしております。

右側のページの一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、各種検診・健康診査の積極的な受診、地域における健康づくりへの取組の実施、事業者による従業員の健康管理などとさせていただいております。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「健康寿命」と「8020を達成している市民の割合」を設定しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問ございましたら。

はい、どうぞ。

(委員)

まず、21 ページの①、②、③の順番ですけれども、総合計画として市民に示されていくものですから、分かりやすくしていかなくちやいけないと思います。そういったことを考えると、①については疾病を発症してからのことを書いております。②については健康管理について書いていると思うんですけども、③は重症化予防というふうに書いていると思うんですけども、順番を変えていったほうが分かりやすいんじゃないかなと思います。ですから②を1番、③を2番、①を3番と順番を変えていただいたほうが市民にとってはより分かりやすい見せ方になるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

(説明員)

委員御指摘のとおり、病気の予防からという形のほうが分かりやすいかなと思いますので、検討させていただきます。

(会長)

他にございませんか。

(委員)

「施策の展開」の22ページですね、その①なんですけれども、「ドクターカーの運用時間を見直し、救命救急医療体制の拡充を図ります。」とありまして、この元の「課題」が「高齢化が進行し、脳卒中、心臓発作で緊急を要する」と、疾病が出たというところなんで、ドクターカーの運用時間、日勤帯の時間帯を例えば24時間にするとか、そういったことで医療体制の充実を図ろうというところだと思うんですが、10年ぐらいみないといけない姿でここ書いてますんで、例えばドクターカーが到着するまで7分、8分掛かるわけだから、その間に市民がバイスタンダーとなって、バイスタンダーって

「心肺蘇生法やってくれる人」なんですけど、そういったことをこの10年かけてしっかりやって、個々の方々の命を救っていくとか、そういった記載って必要なんじゃないかなと思うんですけど、また「行政が市民等に期待する役割」でバイスタンダーの養成とかを書けば、人の命を守ることが自分の命を守ることにつながっていくんじゃないかなという思いがありまして、その辺りを原課に見解を伺いたいんですが。

(会長)

すみません、委員。バイスタンダーですか、正しく教えてください。

(委員)

心肺蘇生法をする人という意味です。

(説明員)

救急の患者の蘇生率を上げるとかというところは、救急隊の到着だけでなく、あとドクターカーの運用だけじゃなくて、やっぱり市民の力ということも大事かなと考えておりますので、市民目線も含めた課題という形でも検討させていただきます。

(委員)

もう一点はお伺いというところになるかもしれないんですが、「施策の展開」の①において、「医療機関との連携を強化し、休日診療所業務における小児救急体制を維持します。」という記載がありまして、私聞いているところによりますと、実際の救急隊、いわゆる消防組合の救急隊ですね、小児搬送者においては、管内で受け入れる時間帯以外のときは、大阪市内に救急搬送している小児事例が多いというふうに聞いている現状がありまして、ここに記載の部分であれば、あくまで自前の管内の整備にこだわっておられるということなんですけど、広く広域を見た上で「施策の展開」を考えるという視点も必要ではないかなと思うんですが、その辺りの見解をお伺いしたいんですが。



(説明員)

委員が今おっしゃってくださった広域的な観点の救急搬送ということなんですけれども、すみません、こちら記載させていただいているのは、寝屋川市内での一次救急ということで、初期救急の記載となっておりますので、広域的な観点というのは、二次医療圏の構成7市との連携の下で搬送体制、受入体制というのは整えてきているところでございます。

(委員)

ドクターカーの運用時間の見直しですけれども、一部事務組合構成市である相手方の市と具体の協議を進めておられるからこういう記載になっているんですかね。

(説明員)

協議のほうは進めております。

(委員)

次に、「医療機関との連携を強化し」とあるんですけども、医療機関との連携、具体的にはどういったものを考えておられるんでしょうか。

(説明員)

地元医師会を中心といたしまして、周辺の例えば関西医科大学であるとか、大阪医科大学、そういう大学病院からのドクターの派遣依頼という連携を想定しています。

(委員)

③の「特定健診結果のハイリスク者に対して」という記載にもつながってくると思うんですけども、恐らく地元医師会や大学等の研究機関も含めて、従前からデータヘルス計画であるとか、重症化予防であるとか、今年でしたら、どう進められるのか分かりませんが適塩事業とか、いろいろと他の団

体、研究機関、教育機関と具体的に連携を進められることがあると思うんですよ。そういったことってこういうところに記載したらいいんじゃないかなと思うんですよ。先ほど来、他の項目でも言っているんですけども、市民の皆さんの目に触れる計画書であるので、アクティビティが見えるような形で記載をされたらいいのではないかなということをお願い申し上げます。

以上です。

(会長)

他ございますか。

はい、どうぞ。

(委員)

関連としての意見ですけれども、これからの時代は健康で長生きと同時に、多くの高齢者が迎える寿命ですけれども、多死社会と言われてはいますが、今高齢者や高齢者のいる家族、医療や福祉関係者の中では、人生の最終段階の望む医療や介護について、本人や家族、医療、介護関係者が事前に話し合うACP会議、人生会議の必要性が話題となっていると聞いております。

未来のACP会議の必要性が話題となっていると聞いていますので、「未来の姿」の「ビジョン」や「施策の展開」の中で、市民一人ひとりが自身の生き方や暮らし方を意識できるよう、ACP、人生会議の普及や取組についても触れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

(説明員)

そうですね、おっしゃっていただいたように、危機管理対策というところの観点、それと人生どのように今後過ごしていくかというところの記載、これをするによって健康寿命を延伸できる糧につながっていくと思われまますので、その件につきまして書かせていただきたいと思います。

(会長)

他はよろしいですか。

はい、どうぞ。委員。

(委員)

すみません、一点だけ。左の「課題」の①の黒丸二つ目のところの最後の結論、「小児科診療を市単独で継続することが困難になることが懸念されます。」とあるんですけれども、これらはそもそも地元医師会とかと一定連携しているのかなという認識なんですけれども、そこについてはどうでしょうか。

(会長)

現状はどうなのか。

(説明員)

おっしゃるとおりで、今現時点では、小児科のほうは何とか継続できております。そういう意味では、今は単独ではできているところがございます。今後、協力していただけるドクターの不足というのが考えられますので、単独がひょっとしたら行き詰まる可能性があるかなということで記載させていただいたんですが。

(会長)

他はよろしいですか。

それでは、9番の「健康寿命の延伸」については、いただいた御意見を基に加筆をお願いします。

それでは、次に移ります。説明員の入替えをお願いします。

(説明員入替え)

(会長)

10番の「人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」に入ります。

(説明員)

そうしましたら、引き続きよろしく申し上げます。

施策 10 の「人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」の主な内容について御説明申し上げます。

23 ページ及び 24 ページでございます。

左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、平和意識は社会に浸透しつつあるが、依然として平和を脅かす事態が発生し、戦争の悲惨さを次代に引き継ぐことや、依然として人権問題が発生しており、人権に対する理解を定着させることが課題となっております。また、固定的な性別役割分担意識が女性の社会参画を妨げる要因となっており、その意識の解消を図ることが課題となっていると想定しております。

それに対して、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、平和で安心して暮らせる環境づくりの推進や、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた機運が醸成されるとともに、多様性を認め合う男女共同参画が推進されることなどをビジョンとしております。

次に、右側のページ、その「課題」と「ビジョン」のギャップを埋めるための「施策の展開」につきましては、①「平和の尊さを次世代に引き継ぐ」として、非核・平和事業などを通じて、平和に対する安心や理解の醸成を図り、平和の尊さを次世代へと引き継ぐこととしております。

②「誰もが平等で幸せに生きるまちづくり」として、人権尊重の視点に立った社会づくりの推進に向け、人権啓発事業等を行っていくこととしております。

③「ダイバーシティの推進」として、個性と能力が発揮できる環境づくりの推進に向け、性別役割分担意識の解消に向けた啓発事業や女性活躍推進に向けた取組を実施していくこととしております。

右側ページの一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、人権・非核平和や男女共同参画に対する関心と理解の深化などとさせていただいております。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「人権相談で解決した相談者数の割合」と「審議会などへの女性委員の登用比率」を設定してお

りますので、併せて御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。

(会長)

それでは、各委員、御質問ください。

はい、どうぞ。

(委員)

この人権の部分は市民の皆さんからなかなか理解が得にくいというか、分かりづらい部分だと思っております。そういったことを考えるときに、23ページの②「人権尊重が市民の共通認識になりつつありますが、依然として様々な人権問題が発生しており」、この「依然として様々な人権問題が発生しており」、ここはもうちょっとはっきり分かりやすく表記していただいたほうが、市民の皆さんには分かりやすいと思う。

例えば、「近年問題となっている SNS 等による誹謗中傷を始めとする様々な人権問題が発生しており」とか、今国会でも問題になっておりますから、これによって自殺される方もおられましたから、より市民の方が見た場合にイメージしやすいと思うんですが、いかがですか。

(説明員)

②につきましては、これまでの人権問題に加えて、近年の情報化などの進展に伴い、新たな人権問題も発生しておりますので、女性、児童、障害者、高齢者などへの虐待などに加え、近年では新たに SNS などを利用した誹謗中傷などの人権問題も発生していることを課題として、意見を踏まえ、検討させていただきたいと考えます。

(委員)

ありがとうございます。ここを表記することによりまして、例えば L G B T の問題であったり、トランスジェンダーの問題であったりとイメージしやすいかなと思いますので、そのようにしていただけること、感謝します。

(会長)

他はございませんか。

はい、どうぞ。

(委員)

これ非常に大事なところだと思います。平和というところは、誰も希求するところだと思うんですが、ちょっと原課に聞いてみたいんですが、国内、国外からの危機事象、これは総体として感じられるようになったと考えます。課題として感じる場所なんですが、戦後 75 年が今たって、平和が当たり前になっているからじゃないかなという、言い方は悪いんですが、平和ぼけになっているんじゃないかなというふうに私は思ってます、これを解消するためには、誰かが何かをやっているから平和であって、その部分をしっかりと訴えていったほうが、これからの世代、ここに子どもたちや若者と書いてますので、そういったところに対する理解が深まっていくのではないかなというふうに思っています。

また、戦争をなくす、非核は究極であって、そこに到達する前、争いを行う原因や歴史、こういったことをきちっと事業として市民に伝えていくことが今必要なんじゃないかなと思ってます、何が言いたいかという、書いている表現の部分は非常に理想の書き方をしているんですが、やはり具体的なことをしっかりと書き添えて、攻めていくというような記載も必要なんじゃないかなと思います。それは、先ほど言ったように我々の世代以下の子どもたち、若者が平和の捉え方をどう感じるかってまた全然別だと思うので、その辺りを原課としてどのように思っているのか見解を聞きたいと思えます。

(説明員)

施策 10 につきましては、非核・平和の啓発事業を通じまして、戦争の悲惨さや平和の尊さを子どもたちや若者を始め、幅広い年齢層の市民に引き継ぎ、平和で安心して暮らせる大切さについて認識を深めてもらうということをこの施策で表記したものでございます。

(委員)

これは先ほどの委員とかぶりますが、第五次総合計画の後期基本計画でインターネットの誹謗中傷の人権侵害と記載されていますから、昨今のそういう事例、そういったものをしっかり書いて表現をする。ぼけた形の書き方では伝わらないと思うんですね。こういうことについては、はっきりと。だから、そういったところをもっと文章として記載をするほうがより伝わるんじゃないかなと思いますので、意見として申し伝えておきます。

以上です。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

どうぞ、委員。

(委員)

第五次総合計画からコンテンツとして何かバージョンアップされたことがあればお示してください。

(説明員)

第五次総合計画から第六次総合計画にかけましては、事業の集約化をさせていただきまして、より効果的に、市民の方が親しみやすく事業として参加できるような内容を考えているところでございます。

(委員)

いえいえ、記載としてですね。そちらがどう考えているではなくて、ここに書いてある記載として何がバージョンアップされたかと聞いたんですけども、それについて裏を返して言えば、バージョンアップされていないというふうに受け取ったということなんです、私。

例えばですよ、前の計画でしたらDV根絶とかも書いてあるんですよ。御家庭の中。子どもの貧困とかという話になれば、多分子どもを守るという

工程でカバーをされる領域もあろうかと思うんですけれども、女性の権利保護というような観点で言えば、バージョンダウンをしていると言わなければなりません。

シングルマザー等の背景をお持ちの女性もいらっしゃいます。そういう方への特段の行政的なアクティビティが見えるかといったら、ない。就労について、女性の社会進出という観点では、産業振興のところの項で確かに書いてあったなという記憶はあるんですけれども、こういった女性の権利保護の観点からのアクティビティというのが非常にバージョンダウンしたかなという印象です。

ですから、別にここでどうしますとおっしゃっていただかなくてもいいんですけれども、この項は総じて自治体寝屋川市としての、この分野に関するアクティビティがもうちょっと見えるような記載をしていただくべきだと。他の項でもずっと言っているんですけど、これは市民の皆さんに共有する計画です。この下にどんな具体的な施策がぶら下がったとしても、それは市民の皆さんの目に触れないんです。触れようと思ったら触れられるかもしれないけれども、基本的には市民の皆さん見ないと。ここまでしか見ないという前提で、寝屋川市のアクティビティをここで見せていただきたいということでございます。

(説明員)

先ほども委員各位からいろいろと課題も言われておりますが、確かにアメリカであれば、今黒人差別の問題等もございます。それからLGBTに関しては、学校教育の中でも非常に大きな問題となっております。それをもう少し丁寧に記載していくように、一度事務局と調整して、検討してまいります。

(会長)

委員どうぞ。

(委員)

本当に記載のほうは、しっかりとしていただきたいと思います。



私のほうからは、施策指標のところ「審議会などへの女性委員の登用比率」とあるんですけども、例えば職員採用で占める女性の割合であるとか、役職の女性の割合とかという様々な指標がある中で、「審議会などへの女性委員の登用比率」をなぜ選んでいるのかをお伺いしたいなと思いました。

(説明員)

指標であります「審議会などへの女性委員の登用比率」につきましては、国、大阪府でも使用しておりますので、これに準じて使用したものでございます。

(委員)

例えば、他の指標をお使いになっている市と違ってあるんですか。

(説明員)

これ以外に指標として使っている自治体もあろうかと考えております。

(委員)

ここは国と府に合わせるのかとか思ったりするんですけど、今の寝屋川って「寝屋川水準」とか「寝屋川基準」とかっていうことを言っているのに、そこは国と府に合わせるんやみたいなのをちらほら思ったりするので、別に変えてくださいというわけではないんですけども、心に留めておいていただきたいなと思えます。

以上です。

(会長)

他はございませんか。

今の意見に追加させてもらいますと、第五次総合計画は全部で41の区分で施策をやりましたが、今度のやつは19になっているんですね。その関係上、幾つかの項目は、前計画では二つあった、あるいは三つあったのが1項目になっているんですね。だからと言って記述が薄くなることはおかしいんじゃない

ないのという御指摘です。項目を縮めたからと言って、内容は縮むわけじゃないんで、そういう御指摘があったと御記憶ください。

特に、委員からありました②の様々な人権問題というところは、ここで丸めてしまっているのか、非常に重要な課題なので、事例として何を出すかは別として、LGBTもあれば、最近非常に大きな問題になっているSNS上の誹謗中傷、そういうトピックスは必ず文章に出したほうがいいという御指摘です。

それから、女性の政策は前計画では別の項目で上がっていたんですけど、今回は丸めてしまっていますので、そういう点では比重が下がったみたいな印象は絶対に消されるようお願いしたいということは申し添えておきます。委員これでよろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、説明員の交代をお願いします。

(説明員入替え)

(会長)

それでは、次は11番に入ります。「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」に入ります。

準備ができたらどうぞ。

(説明員)

よろしく申し上げます。

施策11の「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」の主な内容について御説明申し上げます。

25ページ及び26ページでございます。

左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、課題として、支え合いの基盤の弱まりや経済的に困窮する人の増加、介護サービスなどの需要の高まり、障害のある方の障害の重度化や、その介護の高齢化などを想定しております。

それに対して、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、次のような状態をビジョン化しております。様々な主体の協働により、地域の困り事への解決力を向上するとともに、生活に困窮する方に早期かつ適切な支援を実施してまいります。また、介護サービス等では、介護予防や在宅医療と介護の連携が進み、住み慣れた地域で健康に安心して暮らすことができ、障害サービスは一人ひとりのニーズに対応して適切に提供され、障害のある方が自立した生活を送ることができています。

次に、右側のページ、「施策の展開」につきましては、①として、地域での活動を支援するなど、市民が主体的に地域生活における課題の解決を試みることができる地域福祉づくりを推進していくこととしております。

②として、生活困窮者などの自立を支援するとともに、生活保護の適正化を推進していくこととしております。

③として、介護予防・重度化予防や在宅医療と介護の連携を推進し、健康で安全な生活を推進していくこととしております。

④として、一人ひとりに寄り添った相談支援を行い、障害福祉サービス、地域生活支援事業を推進していくこととしております。

右側のページの一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、市民につきましては、地域福祉活動や介護予防に関する取組への参加、障害を理由とする差別的な取扱いの防止、障害に応じた必要かつ適切な配慮、地域・団体につきましては、困り事の手助けや見守りなどの活動の実施、事業者につきましては、介護などの質の高いサービスの提供、経済的自立や社会生活を送るための配慮などとさせていただいております。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「市民千人当たりの校区福祉委員数」と「介護予防事業者の延べ参加者数」を設定しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、各委員から、御質問、御意見賜ります。

委員。

(委員)

26 ページの項目①、地域福祉の推進の中に、「地域住民や民生委員・児童委員、ボランティアの活動を支援する」と書かれていますけれども、児童委員の後に校区福祉委員も書いていただけないでしょうか。現在、地域において地域福祉活動の中心は校区福祉委員の皆さんが担っていると私は思っています。今後もしっかりと地域福祉の推進の中心として、一生懸命頑張っている皆様に御協力を頂くためにも、是非とも書いていただけないでしょうか。

(説明員)

おっしゃるとおり、民生委員さん、児童委員さん、ボランティアも含めて、その他、校区福祉委員の皆さんも非常に地域で頑張っていておるところでございます。そういった実情からも指標のほうには、校区福祉委員の数を指標としてさせていただいております。そういうことも踏まえまして、いただいた御意見については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(委員)

検討は、前向きな検討とそうでない検討がありますが、前向きな検討をお願いします。

(説明員)

もちろん前向きな検討をさせていただきます。

(会長)

今のは、もう入れますという意味と一緒にと思います。

他はいかがですか。

はい、どうぞ。

(委員)

他の項でも聞いておるんですけども、26 ページの施策をどういう施策を展開するかということに、第五次総合計画からバージョンアップされたことがあるのかと問われたら、余り見えないんじゃないかなと。中にどういう施策が控えているのかというは知りませんが、という観点でございます。今までもやっていたんじゃないのということが書いてあるでしょ。であれば、くしくも25ページの「現状の延長線上にある未来」をそのままいくのであろうというふうにイメージしてしまうので、やっぱり書き方の何らかのバージョンアップが要るんじゃないかなという観点でお伺いしていきたいと思いません。

①ですね、項目は地域福祉の推進ということで、内容に「地域福祉づくりを推進します。」って書いてあるんですけども、「地域福祉づくり」って具体的に何ですかと問われたら何と答えますか。

(説明員)

「地域福祉づくり」につきましては、今、国のほうでも大きな構想としては、地域共生社会というのを掲げられております。そういった全国の流れに沿ってと言いますか、寝屋川のほうでも住民による、また地域でお互いに支え合うというような地域づくりをしていきたいと考えております。

(委員)

市民の皆さんがこの記述を見て、今までと違ってそういうビジョンがあるのかというのが絵的に分かるような表記にしていく必要があると思いますよということを指摘させていただきます。

いろいろ言い出せば切りがないんですけども、例えば③の項で「介護保険サービスを適切に提供することにより」って、今まで介護保険サービスを適切に提供してなかったんですかと、そんなうがった見方をする人はいないんでしょうけれども、要は今までと何も変わらんのではないのって見えちゃうわけですよ。

例えばですけど、介護サービス外のサービス事業を充実させていくことで、介護保険をまだお使いでない、給付をされていない方、認定をされていない方、予備軍が、介護保険をお使いいただかなくてもいいような生活に導くという施策も出てくるでしょうし、あるいは今回、健康のところかこっちかのどっちかで出てくるかなと思っていて、一度も出なかったワードは認知症です。認知症って介護の等級の区分を大きく左右するエッセンスで、国を挙げて認知症は初期集中的に取り組んでいこうと言っていたはずなんですけども、どこにも記述がない。

あと、総合事業であるとか包括ケアシステムを作っていこうとか、余りにもありふれたワードではあるけれども、これは国も含めた共通のワードになっているよなっていうポイントポイントを全て外しておられるという感じがしますが、いかがでしょうか。

(説明員)

認知症につきましては、委員おっしゃるとおり大事な柱であるというふうに考えておりますけれども、我々、介護保険のサービスの提供も含めて、認知症の方も含めて、そういった方は当然利用できるという観点で記載させていただいたというふうなところで、今現在こういった記載になっておるといふところがございます。

また、地域包括ケアというフレーズでありますとか、総合事業でございますが、事業名を出すというとかえって分かりにくくなるんじゃないかということもございましたので、一般的な介護予防という言葉を使わせていただいたという状況でございます。

(委員)

あと一点にしておきますけど、室長がそのようにおっしゃっていただいたんですけども、冒頭に申し上げたことです。今までの延長線上のレベルの話しか書いてないじゃないって見えるんです。だから、専門用語を使おうと使わまいと、それは御検討いただいたらいいと思うんですけど、繰り返し申し上げますが、市民の皆さんがこの計画を見たときに、寝屋川市今までとちよ

っと違うことをやるんやなど、何か狙いを定めて、何か新しいことに取り組むんだなという姿勢が見えなかったら、「現在の延長線上にある未来」を行く寝屋川市なんだなって見えますので、その点は留意してください。

以上です。

(会長)

委員どうぞ。

(委員)

一点だけ、26 ページの②のところの最後、「生活保護の適正化を推進します。」と書いてますので、どこかに文言として不正受給の話もちらっと入れていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

(説明員)

委員御指摘いただきましたその辺り、検討させていただきます。

(会長)

委員どうぞ。

(委員)

私も先ほどの委員さんと全く同感なんですけども、認知症の問題、地域では、ある日突然、警察の方が「あの人鍵なくして困ってるんです、誰か身寄りの人知りませんか」と飛び込んできました。そうすると、よくよく調べてみますと、その方若年認知なんですよね。若いからサポートできませんねん。そういうことがあります、現実。だから、年関係なしに認知症についてのケアをしっかりとできるということが分かるような記述にさせていただけたらいいなと思います。

以上です。

(会長)

2回出てますので、認知症に関する見解をどなたかお答えできますか。

(説明員)

今委員おっしゃっていただいたとおり認知症の問題につきましても、大きな課題だというふうに認識しております。委員からもいただいておりますので、記載内容につきましても、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

他はよろしいですか。

はい、どうぞ。

(委員)

文言だけなんですけど、26ページの「行政が市民等に期待する役割」の市民と事業者の障害のところなんですけど、最後に「適切な配慮」と記載があって、ここちょっと引っかかってネットでたいたんですよね。そしたら、適切な配慮っていうのが余り出てこない。適切な配慮とか、そういった意味合いだということところが結構出てきたんですけど、適当という言葉を使っておられる見解をお聞きしたいなと思います。

(説明員)

ただ今御指摘いただきましたように、「適切な配慮」という言葉が通常使われることが少ないかなというふうにも思いますが、障害の分野で「合理的な配慮」という言葉を使うことが多いかなというふうに思いますので、その辺りを含めて、また検討させていただこうと思います。

(委員)

特に障害の方々というのは、言葉一つで感じ方が大きく変わりますんで、



その辺りは、たったこの言葉かもしれないですけど、もう再三再四にわたって言葉を注意していただきたいと、そのように意見しておきます。

(会長)

それでは、どうぞ。

(委員)

25 ページの「課題」のところですけども、②が適当なのかなと思うんですけども、課題としては高齢者の一人暮らしのお宅も増えてきております。地域で鍵を預かる事業とか、様々フォローアップしていただいていますけども、そこら辺も触れていただいたほうがいいかなと思いますが。

(会長)

一人暮らしの高齢者。

(説明員)

今委員おっしゃったとおり、おそらく一人暮らしの高齢者というくくりでいきますと、①から④全てに入ってくるかなと感じてございます。おっしゃるとおり核家族化になってくる中で、社協さんがやっただいておられますとおり、一人暮らしの見守りという事業も展開していただく中で、そういった趣旨では大事かなというふうに認識してございますので、その辺り①から④の中で入れられる分野につきましては、検討させていただけたらなと思っています。

(委員)

ありがとうございます。ちょっと話はそれるかも分かりませんが、委員から様々な御意見出てますけども、私も感じているところがありまして、この総合計画の冒頭に10年後の寝屋川市はどうなっているんだという夢を持てるような表記がないというのが、最後まで戦略を検討していく上ではどうしても引きずっていくのかなと思いますけど、そこら辺事務局はどういうふ

うに考えておられますか。

(事務局)

総合的な考えるところにつきましては、今回戦略プランを御審議いただいておりますけれども、その前の基本構想部分でその辺りを書かせていただいているという理解をいたしております。しかしながら、各分野におきましても今様々な意見をいただいておりますが、少し説明不足というところもございますので、その辺りも各分野の視点でより分かりやすい記述に努めるべきだなというふうに思っております。

以上でございます。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。委員。

(委員)

項目の③ですけれども、「介護保険サービスを適切に提供」と書かれていますけれども、これから多様な主体、ボランティアやNPO法人、事業者などが自身の役割や生きがい、社会貢献として地域住民を支える仕組みづくりが必要だと思っています。「行政として地域共生社会の実現に向けた多様な主体による支え合いをサポートする」なども書いてはどうでしょうか。

(会長)

これについてはどうでしょう。

(説明員)

おっしゃるとおり、介護保険におきましても多様な主体の支援というところからは、今後大事になってくるというふうに考えておりますので、そういった専門職による支援というふうな部分と、市民の方、ボランティアの方による支援という部分とどう連携を図っていくのかというところは非常に大事だ

と思っておりますので、その辺の記載につきましては、検討をさせていただきますと考えております。

以上でございます。

(会長)

よろしゅうございますか。

それでは、次の項目に移りたいと思います。お疲れさまでした。

今いただいた御意見は、十分加味して、加筆修正をお願いいたします。

それでは次、12番に入ります。「衛生的で快適な生活の確保」です。

(説明員入替え)

(会長)

御準備できましたらどうぞ。

(説明員)

よろしく申し上げます。

施策12の「衛生的で快適な生活の確保」の主な内容について御説明申し上げます。

27ページ及び28ページでございます。

左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、医療に対する需要の増加や多様化に対応するための医療提供体制の確保や、感染症蔓延に対するリスクの高まり、生活衛生上の健康被害発生への懸念、及び人口減少等に伴う水道料金等の収入減や管路などの老朽化に伴うコストの増加により、市民への負担増加等が課題となっていることを想定しております。

それに対して、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、医療提供体制が確保され、誰もが適切な医療を受けることができ、また感染症予防や生活衛生に対する正しい知識の普及等により、感染症の蔓延や健康被害の発生防止が図れていること、さらには水道管路等の維持管理を計画的に行うこ

とで、持続可能な上下水道事業の経営が確保されていることなどをビジョンとしています。

次に、右側のページ、その「課題」と「ビジョン」のギャップを埋めるための「施策の展開」につきましては、①「地域保健の充実」として、医療機関等に対する監視指導の実施による医療提供体制の確保や、健康危機事象発生時の体制整備を行っていくこととしております。

②「感染症予防と拡大防止の強化」として、予防接種の実施や積極的な疫学調査による感染者の早期発見等、感染者の蔓延防止の取組を強化していくこととしております。

③「良好な生活衛生の維持」として、飲食店等の生活衛生関係営業施設の監視指導等の実施及び動物の正しい飼い方等の意識について普及啓発を行うこととしております。

④「安全で良質な上下水道サービスの提供」として、計画的な事業実施を通して、経費抑制や人材の確保及び効率的な管路等の維持を推進していくこととしております。

続いて、右側のページの一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、感染症予防のための各種取組の実施、貴重な資源である水に対する意識の向上等とさせていただきます。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「結核罹患率」と「水道管路の耐震化率」を設定しておりますので、併せて御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。

(会長)

それでは、質問、意見承りたいと思います。

委員どうぞ。

(委員)

28 ページの1番目の項目で、今も医療の監視指導は適切にやっていただいておりますかと思うのですが、ここでまた新たに適切な医療提供体制の

確保を図りますとされたことについて、今までより力を入れていくということが何か具体的にあるのかどうかお示してください。

(説明員)

御承知のとおり平成 31 年度の中核市移行におきまして、保健所の機能を持つこととなりました。医療機関の監視指導につきましては、これまで大阪府が実施してきているものですが、今後は市が主体となってやっていくということ、また大阪府の医療計画、これは第一義的には大阪府が実施、推進していくものですが、こちらについても中核市寝屋川市として大阪府と連携して進めてまいりたいというふうに考えています。その点がこれまでと違った点かと考えております。

(委員)

あくまで行政権限が移ったというのに過ぎないのかなど、聞くとそう思えてしまいますので、もし何か中核市になってこの権限を得ましたということで、今よりもよりこんなことができますってないのかもしれないけれども、何か市民の皆様にご理解いただくべきことがあるんだったら、ここに書いておかれたら、中核市になって事務権限も広がってよかったのかなど御実感をいただけるのかなと思います。なければ無理に書く必要はないんですけどね。なければ、そもそも別にこの記載要らんの違うという話もあろうかと思うんですけども。

2 番目の項目で「積極的な疫学調査による新たな感染者の早期発見」と書いてあるんですけども、これ具体的に今までと違うことを何か予定されているのですかね。

(説明員)

こちらにつきましても、①と同じように行政権限の違いといったところで、これまでの大阪府保健所において実施されておりましたこれらの記載のことについては、今後市の対策として取り組んでいくといったところと、昨今のコロナの対応で、市の職員としても市の保健師が疫学調査の知見なり、一定

得ることができましたので、そういったことを結核ですとか、通常の感染予防にも取り入れていくということで、先ほどの行政権限の違いと同じような形になっているものでございます。

(委員)

ちょっと無理無理になるかもしれませんが、例えば行政権限が下りてきて全庁的な情報共有が素早くなったとか、動きが取れる初動が早くなったとか、何かもし少しでもあるんだったら、それこそそれが移行かなと思います。

他の分野でもずっと言っているんですけども、市民さんがこれを見られて、これから寝屋川市何か変わっていくのかなという期待感をこの文面から読み取っていただく、そういう見せ方に努めていただくということが大事かなと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

中核市移行について今おっしゃったけど、保健所設置も一緒でしたか。一緒に移行した。それやったら、どこか本文に書いたほうがいいですね。基本構想に書いてないよね、保健所の話。だったら、この基本計画のどこかに書いておいてください。中核市移行したことに伴う権限委譲があるわけで、それをちゃんと市民に分からせるように。分からせるって言ったら失礼やな。知ってもらうように。お願いします。

(委員)

委員も 28 ページの①の指摘をされてましたけども、私も一番上の黒丸ポツの「適切な医療提供体制の確保を図ります」とありますが、イメージが湧かないですね。おおむね 10 年後、寝屋川市の医療体制はどうなっているのかなと考えた場合に、ICT化がずっと進んで、AI による進歩もずっと進んで、そういった中で寝屋川市はどうなっているのか。寝屋川市は市民病院がありませんから、民間病院に頼るしかない。そういった場合に、医療体制をどうしていくのか非常に重要となってきます。

そういった中で、オンライン診療ということも考えられるでしょうし、一次医療圏から三次医療圏の連携も視野に入れていかなくちゃいけないと思いますので、そこら辺もうちょっと踏み込んで表記していただけたらイメージが湧くのかなと思うんですけども、ここら辺どのようにお考えですか。

(説明員)

委員御指摘のとおり、こちらに記載しているのが医療機関等に対して監視指導を実施してということで、個別の医療機関に対してのアクションということであります。委員御指摘いただいたように、もう少し広い視点で、何か分かりやすく記載ができないかということを検討してまいりたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それと、27 ページと 28 ページにまたがりますが、④の水道料金・下水道使用料収入については、冒頭に申し上げましたが、正にフューチャーデザイン、長期的に 30 年、50 年で見えていかなくちゃいけないことかと思えます。人口が減少して、水道の使用料が減ってくる、収入が減る。そういった中で、管路の更新もしていかなくちゃいけない。安全な水の供給はできるのかという問題も出てきますけども、そういった中で今、大阪広域水道企業団統合を求められております。条件としては、全部財産を持っていかれるというところで、寝屋川市は二の足を踏んでいるところがあるのかなと思います。私も議会を代表して組合に出していただいていますので、そこら辺はよく肌で感じておりますけども、やはりそこら辺もうちょっと見える形で表記していただいたほうがいいのかなと思います。安全な水というのはライフラインですから、市民にとっては大事なところがございますので、どうしていくんだということをもうちょっと明確にさせていただかないと、この書き方では今までと余り変わらへんのかなという感じがしますので、そこら辺どのように思っておられますか。

(説明員)

今御指摘いただきました内容につきましては、確かに料金のことでありますとか、広域水道企業団のことでありますとかの記載がございませんので、その点につきましては、また事務局と調整いたしまして、内容については検討させていただきます。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

文言だけなんですけれども、「施策の展開」、28 ページの①、先ほど委員からもお話があった「監視指導」という言葉があって、この辺が一般の方は分かるかなということと、それと27 ページの③の「あるべき・目指すべき未来」のビジョンの「犬によるこう傷」、これ噛み傷なんですけど、こういった記載文言をもうちょっと丁寧に説明するようなところを記載しておいたほうが、より市民の方々が分かるんじゃないかなということをし添えたいと思います。

あと、「行政が市民等に期待する役割」で、市民と事業者の一番下なんですけど、ちょっと読みますね。「貴重な資源である水に対する意識の向上」、これはいいと思っているんです。「水源を汚さない適正な排水」、水源を汚さなければ適正な排水すりゃいいんだという形で、実は私、適正な排水ってネットでたたいてみたんですね。余りこういった言葉がない。水源を汚さない適切な排水処理とか、言葉を強くしめるのであれば、環境に対する部分でもそういったところを細かく見ていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(説明員)

今頂きました御指摘を踏まえまして、また文言のほうを調整させていただきます。



(委員)

事務局にも申し添えておきたいんですが、私結構細かい文言とか内容を指摘させていただいているんですが、文章のつくりの総体はそれぞれの委員からお話あったんですけど、記載する文言ですね、意味合いとかが六次総のメインになるんで、もうちょっとしっかり考えて記載をすることを意見しておきます。

以上です。

(会長)

どうぞ。

(委員)

一番上の①の一つ目の項目なんですけれども、監視指導で適切な医療提供体制というところなんですけれども、健康寿命の項目でもこの項目でもそうですけれども、医療に対する期待度というか、担う役割が非常に大きいし、昨今の状況でより大きくなっているのかなというのも感じるんですけれども、そういった中で監視指導という部分で、例えば医療機関の持続的な経営の部分であったり、医療従事者に対する労働環境の確保だったり雇用のことだったりとか、そういったことの配慮も含めた上での適切な医療提供体制という形で、市としては見てあげていただきたいなというふうに感じるところがございましたので、コメントさせていただきました。

(会長)

これについては保健所設置市としての権限、権能に関わる話ですが、分かりやすく説明できる説明員おられますか。医療機関にも監督権限がついているということですよ。

(説明員)

今御指摘いただきました、こちらの監視指導については、医療法に基づいて行う立入検査等を指しているわけなんですけれども、直接的に病院の経営に

対して監査をするというふうなことは想定はしておりませんので、適切に医療機器を管理しているかとか、医療従事者につきましても、必要な数をちゃんと確保しているかということは、きちっと指導はしているところでございます。

(委員)

すみません、余り知識がないもので、単純にそういう質問させてもらったんですけど、ただ適切な医療体制を希望しても継続できないとなると、そこは問題やと思います。部署間の連携の問題とかいろいろあると思うんですけども、そういった視点も含めて計画として、他の項目でも結構ですけど、考えてあげていただきたいなというところを述べさせていただきました。

(会長)

副会長どうぞ。

(副会長)

④の水道水のところに書かれていることなんですけども、ここは全体の項としては「衛生的で快適な生活の確保」という項目なのに、ここで書かれていることって事業の話ばかり書かれていると思うんですね。前の第五次総合計画を見ていると、水道水の安全性とか水質確保の充実に努めるとか、水質の安全性を確保するというような視点の項目を入れていただくと、「衛生的で快適な生活の確保」という項目に合うのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

また、④のことについては、施策7の項目の「災害から命を守るための対策」というところに水道管のことも書いてあったり、そちらのほうへ事業的な話を移行させていただいて、あくまでも施策12は衛生的な視点からの、環境面からの項目を書いていただくと収まりがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(説明員)

今御指摘いただいた施策 12 のところの「水道水」のところですけども、維持管理費、更新費というところで記載をさせていただいたんですけど、これは水道管を入れ替えることによって衛生面が保たれるという意味も踏まえて、ここに記載させていただいたものですが、施策 7 のほうにも同じような記載がございますので、そちらの文言も整理しながら、事務局のほうと調整して、検討してまいりたいというふうに思います。

(会長)

他ございますか。よろしいですか。

先ほどの委員さんからの御質問に対しては、非常に広範囲にわたる話になってしまうけれども、このところに収めるとすれば、「医療機関等に対し保健所設置市としての監視指導を実施し」とすれば、権限、権能も自動的に区分されるからこれでいいんじゃないですかね。これが書いてあれば、保健所を設置したんだなというのがよく分かるし、労働環境までの監督権限はないですからね。その辺のところは、それですばっと一発で収まると思います。

他はよろしいですね。ありがとうございました。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

どうぞ皆さん、入れ替わってください。

(説明員入替え)

(会長)

それでは、次は13番の「環境を守り、日頃の暮らしを良好に」です。

(説明員)

施策 13 の「環境を守り、日頃の暮らしを良好に」の主な内容について御説明申し上げます。

29 ページ及び 30 ページでございます。

左側のページ、「未来の姿」の「現状の延長線上にある未来」につきましては、ごみ減量が進まない状況や産業廃棄物の適正処理による生活環境への

影響、また、し尿処理施設の維持管理コストの増加、地球温暖化による災害発生や自然環境の破壊などを課題として、想定しております。

それに対しまして、「あるべき・目指すべき未来」につきましては、資源循環型社会の実現に向けたまちづくりが進んでいる、生活環境が保全されている、衛生的なまちが確保されている、自然と共生できるまちづくりが進んでいることなどをビジョンとしております。

次に右側のページ、その「課題」と「ビジョン」のギャップを埋めるための「施策の展開」につきましては、①「ごみの減量とリサイクルの推進」として、市民のごみ減量への理解、協働により進めることとしております。

②「円滑で適正なごみ処理の推進」として、災害時にも迅速に対応できる収集運搬体制や、産業廃棄物に関する指導、監視等を通じて、適正処理を推進していくこととしております。

③「し尿の適正処理の推進」として、し尿処理施設の効率的な運営を図ることとしております。

④「環境負荷の少ない“エコシティ”の推進」として、市民・事業者との協働による環境保全を進めることとしております。

右側のページの一番下、「行政が市民等に期待する役割」につきましては、廃棄物の発生抑制や地球温暖化対策への取組、自然エネルギーの利用などとさせていただきます。

なお、指標につきましては、別紙「施策指標一覧」の「市民一人1日当たりのごみ排出量」と「再生利用率」を設定しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

(会長)

それでは、各委員から御質問、御意見ください。

委員。

(委員)

30 ページでございます。①のところで、「市民と協働でごみ減量とリサイ

クルを推進します。」という記述で、追加的に頂きました戦略プランの施策指標の中でも「再利用率」ということで数値目標が書いてあるということで、リサイクル率が上がっていくという記載になっておるんですけども、前市政のときは、廃プラスチックのマテリアルリサイクルについての検討、検証を行うというようなことで進めておられたと思うんですけども、その考え方を放棄するという記述がここに書いてあるという理解でよろしいでしょうか。

(説明員)

放棄という意味ではございませんで、今回、第五次総合計画から第六次総合計画へというところの中で、リサイクルも含めて検討させていただく中で、重要項目として上げさせていただいたということでございます。

(委員)

それがどう重要項目としてここに反映がされているのかが分からないと言っているんです。その検討がある記述に見えないという指摘なんですけども。

(説明員)

廃プラスチックの関係につきましては、るる検討もさせていただいているところでございますし、今現在でも北河内4市リサイクル施設組合の中で事業を進めているところでございます。

(委員)

なかなかかみ合いにくいですけども、総合計画というのは大きなビジョンを記述するものだと思うので、ここに書かれていることというのは、これからのありとあらゆる物事の進めの哲学的な位置付けがあろうかと思うので、数値も含めて今時点の考え方の中で書いていくということをする、市長が従前からずっとおっしゃっているフューチャー・プルではなくて、プレゼント・プッシュなんじゃないかなというふうにお見受けしてしまうところもあるので、そこはごり押しはしません、よく検討してくださいと申し上げてお

きます。

4 番の「環境負荷の少ない“エコシティ”の推進」というふうに書いていただいているんですけど、「エコシティ」という言葉については、何かの定義付けをもってここに示されているんですかね。

(説明員)

「エコシティ」というところ、すみません、どこかに記載があるからここに載せたというわけではないんですけど、あくまでも寝屋川市の施策の目標として「エコシティ」、いわゆる環境に優しいまちづくりを推進するという意味合いでございます。

(委員)

他の項目でも同じことをずっと言っているんですけども、市民さんがこの記述を見たときに、これから今までとは違う何かの取組が始まるのかなという期待感や、何となくのイメージがこの文言を見て湧くかということが大事だなと思っています。「エコシティ」と括弧でしめていただいて、強調していただいているけれども、その次の記載というのは、割とベーシックなことが書いてあるという印象です。ですので、そこにはよりフューチャーデザインを雄弁にうたっていただくという記述があってもいいのかなということで指摘をさせていただきます。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

他はございませんか。

はい、どうぞ。

(委員)

29 ページの④の「地球温暖化が進み、異常気象による災害発生や自然環境の破壊が懸念され」、正に九州で豪雨が起こっていますけども、地球温暖化

の影響でこういった災害が発生するわけですけども、やはり寝屋川市としても 10 年後本気で取り組んでいかなくちゃいけない環境問題、非常に重要だと思っております。そういった中で、30 ページの先ほど委員も言っていました「エコシティの推進」、ちょっと分かりづらいという印象があります。こういった異常気象とかに対して、寝屋川市がどう 10 年後取り組んで、どうなっているのかというのが、この文章では分かりづらいことがあるということをもまず一点。

それと、30 ページの④の「エコシティの推進」のところの 1 行目、「意識付けとなる施策」、これ何なんやという話です。もっと具体的に踏み込んで、こういったことをしていきますよ、例えば今、寝屋川市廃棄物減量等推進審議会が開催されていますので、遠慮して触れられてないのかなと思うんですけども、例えばパリ協定なんかもあって、環境に配慮する宣言なんかもうたってもいいかなと思いますが、そこら辺どうお考えなんですか。

(説明員)

地球温暖化対策につきましては、温暖化の原因となります排出量の削減ということで、ヒートアイランド現象の抑制でありますとか、省エネ等の取組としての緩和策というところもございまして、また先ほど委員おっしゃられたように、地球温暖化による気候変動の影響によって発生する災害等の対策、また被害を軽減する対策というところの適応策という考えもございまして、そういう意味では、少しその辺が明確に見えてない部分もあるのかなということもございまして、内容につきましては、環境負荷の少ないエコシティという意味も含めて記載させていただいた経緯もございまして、その趣旨を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

(委員)

是非よろしく申し上げます。今、別の審議会が立ち上がって審議してますから、そこでいろいろ審議される項目もあって、これに表記しづらい部分もあるかと思っておりますけども、最大限そこには配慮をしながらしていただきたいと思っております。

以上です。

(会長)

まだ御発言のない委員がおられますが、いかがでしょう。よろしいですか。

今御意見ありました「エコシティ」については、どこかで定義があるのかというふうにみんな思うので、一般用語にはまだなり切っていない片仮名用語で、これをそのまま使うとなると、どこかに脚注要るかなと。世間一般はこう言っているんですよって、ちょっと通りにくいかな。配慮をお願いしたい。何かコメントあれば。

(説明員)

「エコシティ」の定義という意味では、難しいところもございまして、十分検討させていただいて、文言等も含めて考えさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

それと、これも委員がおっしゃっていましたが、環境問題に関する意識付けとなる施策と言うたら、啓発活動、一発で啓発って言ったら終わっちゃうんだというふうな御意見ちゃうかったかなと思いますけど、それよりもっと詳しい何かがあるかなというふうに思いますね。

(説明員)

基本は啓発活動、市民の皆さん、事業者に対して訴えていくというところ、また事業者に対しては、排出量の指導等、計画書を出していただくなどございますが、その意識付けというところにつきましては、広く意味がございましたので、様々な事業展開の中で進めていきたいという意味で書かせていただきました。

(会長)

分かりました。



他は、もうよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。委員。

(委員)

すみません、最後になって申し訳ないですが、「行政が市民等に期待する役割」の「市民」のところなんです、「ごみ減量、分別排出を目指したごみの発生の抑制」とあって、もう一つ、これから10年先地域の皆様が高齢化するんで、ごみを出す協力であるとか、そういったところまでを盛り込んでいかないと、ごみを収集する場合にだんだんしんどくなってくるんじゃないかなと思うので、その辺りのところも市民に入れておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

(説明員)

現状でもふれあい収集という形、また、ごみそのものにつきましては、近年だんだんと人口減少、またはシルバー世代が増加しているということもございまして、減少傾向という中で、排出の中で市民の方が困られる、ごみステーションに持っていくのも大変だということにつきましては、事業の中で、収集業務の中でですけども、ごみステーションを増やしたり、先ほど申し上げましたようにふれあい収集で対応する、そういった傾向は増えてくるというふうに考えております。

以上でございます。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

整合性だけなんですけど、30 ページの一番上の「市民と協働でごみ減量とリサイクルを推進」のところに、「市民や事業所」と入れていただいたほうが「あるべき・目指すべき未来」のところとの整合性がとれるんじゃないか

と思います。

(説明員)

検討させていただきます。

(会長)

それでは、これで 13 番、「環境を守り、日頃の暮らしを良好に」を終えさせていただきます。皆様どうもお疲れさまでございました。

(説明員退席)

(会長)

今までのところを振り返って見てみますと、評価指標について、一部だけ注文、要望がありましたが、大筋、評価指標については承認されたかと思います。

なお、第 3 回目に 6 項目残ってますけど、第 3 回目を終わってからもう一遍全体を振り返ってみて、第 3 回目と照らし合わせてみて、ここ何か重複し過ぎてへんとか、ここ抜けとったんちゃうとか出てくる可能性ありますよね。ですので、第 3 回目もできるだけ今回のようにピッチ早くやって、最後に総括的な意見の交換をしたいなと思っていますので、どうかよろしく願います。

それでは、今日のところはこれで一旦閉じさせていただきます。

事務局さん何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

それでは、説明事項も特段ないわけですね。

第 7 回の審議会ですね、7 月 17 日、金曜日の午前 10 時から今日と同じ会

場で開催いたします。

それでは、これをもちまして第6回寝屋川市総合計画審議会を閉会させていただきます。

本日は進行の御協力ありがとうございました。